

株式会社 オーディオストック 定款

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オーディオストックと称し、英文では **Audiostock Inc.**と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウェブサイト（P C・モバイル含む）の企画、制作、運営
2. イベントおよびコンテストの企画、運営
3. インターネットを利用した音楽等のコンテンツ配信サービス
4. 音楽ソフトおよび各種コンテンツの企画、制作、販売
5. 映像・音声番組に対する選曲、効果音付加などの音響効果に関する業務
6. インターネットのホームページ企画制作事業およびコンサルティング事業
7. サーバレンタルおよびサーバ保守、ドメイン名の取得代行業務
8. コンピューターおよび関連機器に関するアプリケーションの企画開発業務
9. ウェブアプリケーションの企画、設計、開発、保守業務
10. アプリケーションプロバイダー（通信回線を利用したコンピューターアプリケーションの提供）事業
11. インターネット上での広告業務
12. 音楽著作権の管理
13. 音楽著作物の利用の開発
14. コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作
15. 楽譜の出版
16. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山県岡山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集および招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年9月30日とする。

3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときには、取締役会において予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載

しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役の員数は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主

総会の終結時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任軽減等)

第24条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役の員数は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数

を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役に対する報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任軽減等)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（監査役の責任免除）

第41条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第45条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第47条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録質権者に対して支払う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、基準日最終の株主名簿に記載または記録ある株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条 定款変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則第1条は、効力発生後削除する